

パブリッククラウド閉域接続サービス TYPE-A
契約約款

(OT クラウド・コネクト TYPE-A)

2025 年 10 月

OTNet

OTNet 株式会社

目次

第1条（目的）	1
第2条（定義）	1
第3条（利用契約の成立）	1
第4条（本約款の適用）	2
第5条（サービスの仕様）	2
第6条（間接利用者の管理等）	2
第7条（サービスの利用）	2
第8条（サービスの利用契約期間・利用時間）	3
第9条（サービス利用料等）	3
第10条（遅延損害金）	4
第11条（機能の制限及び保証の限定）	4
第12条（秘密情報の取扱い）	4
第13条（一般的禁止事項）	5
第14条（サービスの中断）	6
第15条（当社によるサービス内容の変更、中止又は廃止）	6
第16条（重要通信の確保）	7
第17条（約款等の変更）	7
第18条（解約申入れ）	7
第19条（利用契約の解除等）	7
第20条（利用契約終了後の措置）	8
第21条（損害賠償）	8
第22条（利用者情報の変更に関する届出）	8
第23条（諸規則変更に関する通知）	9
第24条（反社会的勢力の排除）	9
第25条（準拠法）	9
第26条（合意管轄）	9
第27条（その他）	9
料金表	10
通則	11
第1表	13
第2表	19
附則	20

パブリッククラウド閉域接続サービスTYPE-A契約約款

第1条（目的）

当社は、当社が株式会社アット東京（以下「アット東京」といいます。）から、その全部又は一部の利用を許諾することが認められた「ATBeXサービス」を「パブリッククラウド閉域接続サービスTYPE-A」（以下「本サービス」といいます。）としてお客さまに提供するため、利用条件として「パブリッククラウド閉域接続サービスTYPE-A契約約款」（以下「本約款」といいます。）を定めるものとします。

第2条（定義）

本約款において、次の各号に掲げる用語の定義は以下のとおりとします。

- (1) 「利用契約」とは、本サービスの利用のため、本約款に従って利用者と当社との間で成立する契約をいいます。
- (2) 「利用者」とは、当社と利用契約を締結し、本約款に基づき本サービスを利用する当社のお客さまをいいます。
- (3) 「間接利用者」とは、利用者が、利用者の責任と負担において、本サービスの利用を許諾した利用者以外の第三者をいいます。
- (4) 「利用者等」とは、利用者と間接利用者の総称をいいます。
- (5) 「諸規則」とは、本サービスの提供方法及び本サービスの利用にあたり、利用者が遵守すべき事項として当社が定める規則、仕様書等の定めをいいます。

第3条（利用契約の成立）

1. 利用契約は、本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）が本約款及び「パブリッククラウド閉域接続サービスTYPE-A仕様書」（以下「仕様書」といいます。）に承諾した上で、当社所定の申込書を当社に提出することで、「クラウド中継回線(物理回線)」「クラウド接続回線(物理回線)」「サービスリンク(論理回線)」を申し込むものとします。当該申込書には、本サービスの具体的な品目、その他の事項を定めるものとします。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。この場合において、承諾しなかったときは、当社は利用希望者に対し、その旨を通知します。なお、下記の各号のいずれかによるものは、当社は利用希望者に開示しないものとします。
 - (1) 申込みに係る本サービスの提供が運用上、又は技術上極めて困難であると当社が判断したとき
 - (2) 利用希望者が本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (3) 上記各号のほか、当社が、利用希望者の申込みに対して、継続的に本サービスを提供することができないと判断するとき
 - (4) その他、当社が不適当と認めたとき
3. 本サービスの申込に対する承認の通知を発信した時点をもって、本サービスの契約が成立したものとします。
4. 第1項の申込書の提出がない場合、当社は利用契約に定める本サービスの提供ができない場合があります。

また、これにより利用者に損害が生じた場合でも、当社は何ら責任を負わないものとします。

第4条（本約款の適用）

本約款は、本サービスに関する利用契約の内容を構成するものとします。

第5条（サービスの仕様）

本サービスを提供する上で当社が定義した機能である仕様は、仕様書に定めるものとし、仕様書は利用契約の内容を構成するものとします。

第6条（間接利用者の管理等）

1. 利用者は、本約款に定める利用者の権利の範囲内で、間接利用者に対し、本サービスの全部又は一部の利用を許諾することができます。
2. 前項の場合、本サービスの利用に関しては利用者と間接利用者との間で契約が成立するものとし、当社は、本約款において明示的定めがない限り、いかなる場合にも、間接利用者に対して直接の責任及び義務を負担しないものとします。また、当社は、間接利用者による本サービスの利用については、利用者自身が本サービスを利用したものとみなすものとし、利用者はあらかじめこれを承諾します。
3. 利用者は、間接利用者に対して本サービスの全部又は一部を利用させる場合には、以下の義務を負うものとします。
 - (1) 間接利用者に、本約款及び諸規則を遵守させるものとします。
 - (2) 利用者が間接利用者による本約款又は諸規則の違反を確認した場合は、速やかに当社に通知するものとします。当社が当該違反を確認のうえ是正勧告を行った場合には、利用者は速やかに当該違反を是正するための処置（間接利用者に対し本サービスの利用を停止させる措置を含む）を講じるものとします。
4. 間接利用者の帰責事由の有無にかかわらず、間接利用者と第三者との間に本サービスに関して紛争等が発生した場合には、利用者の責任と費用負担によって解決するものとし、当社に何らの負担をかけないものとします。
5. 間接利用者が本約款又は諸規則の義務に違反した場合には、利用者による違反とみなし、利用者は当社に対してこれに基づく一切の責任を負うものとし、利用者は間接利用者の義務違反について不可抗力又は自らに過失がないことを主張した場合でも、その責任を免れることはできないものとします。

第7条（サービスの利用）

1. 利用者等は、本約款及び諸規則を遵守し、それらに従って本サービスを利用することができるものとします。
2. 利用者等は、仕様書に示される機能の利用においてのみ本サービスを利用するものとします。
3. 本サービスの利用に必要な通信機器その他の設備は、利用者等の責任で準備いただくものとします。これらの設置、運用、又は環境に不具合が生じたことに起因して利用者等が本サービスを利用できず、又は損害が生じたとしても、当社は利用者等に対して一切の責任を負いません。
4. 当社は、本サービスの利用に必要な機器・ソフトウェアの仕様（バージョンアップを含みます。）を変更することがあります。

第8条（サービスの利用契約期間・利用時間）

1. 本サービスの利用契約期間は、本サービス開始日から起算して1年間とします。
2. 利用契約期間満了の日の2ヶ月前までに利用者より利用契約を終了する旨の書面による通知がないときは、利用契約はさらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。
3. 本サービスのうち仕様書に定める「クラウド接続回線(物理回線)」の最低利用期間は、本サービス開始から1年間とします。「クラウド中継回線(物理回線)」「サービスリンク(論理回線)」の最低利用期間は、設定時から1ヶ月とします。
4. 利用者が間接利用者に対し、本サービスの利用を許諾している場合でも、当社と利用者との間の利用契約が終了したときは、事由の如何にかかわらず、直ちに間接利用者の本サービスの利用権限は消滅するものとします。
5. 本サービスの利用時間に制限はありません。ただし、当社は、第14条（サービスの中断）に定めるサービスの中断を含め、24時間連続で間断なく本サービスを提供することを保証するものではありません。

第9条（サービス利用料等）

1. 利用者は、別途定める本サービス利用料（以下「本サービス利用料」といいます。）について、消費税を加算のうえ当月分を当社が指定する期日までに支払うものとします。銀行振り込みにより支払う場合の手数料は利用者の負担とします。
2. 1ヶ月に満たない月の本サービス利用料は、日割り計算にてその額を算出するものとします。
3. 本サービス利用料は、料金表のとおりとし、随時改定される場合があるものとします。
4. 本サービスを利用するために必要な通信機器及びその利用のための費用、並びに利用者等接続サービス及び本サービスの利用に伴って利用者等に発生した通信料金等は、利用者等が負担するものとします。
5. 利用者は、その本サービス契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス契約の解除、利用者回線の廃止（以下この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表(料金)に規定する料金の支払いを要します。
6. 前項において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、利用者は、その期間中の料金の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、利用者は、その期間中の料金の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、利用者は、次の表に規定する場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 利用者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その本サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、1時間以上その状態が連続したとき	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（1時間の倍数である部分に限ります。）について、1時間ごとに時間を計算し、その時間に対応する本サービスについての料金（本サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金）
2 当社の故意又は重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスについての料金（本サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金）
3 利用者回線等の移転、接続変更に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（利用者の都合により本サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する本サービスについての料金（本サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金）
4 接続回線の接続休止をしたとき	接続回線の接続休止をした日から起算し再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその接続回線（当社が設置する端末設備を含みます。）についての料金

7. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第10条（遅延損害金）

利用者は、利用契約に基づく当社に対する支払いを怠った場合、支払期日の翌日から起算して支払いの前日までの期間について、未払額に対し支払期日の時点において効力を有する法定利率の割合（閏年についても365日あたりの割合とする。）で算定した額を、遅延損害金として当社に支払うものとします。

第11条（機能の制限及び保証の限定）

1. 当社は、本サービスに関し、設備に著しい支障が発生し、又は発生するおそれがあると合理的に判断したときは、本サービスの一部を制限することがあります。
2. 当社は、本サービスが、利用者が正常と認識する通信に対して影響を及ぼさないことを保証いたしません。

第12条（秘密情報の取扱い）

1. 利用者及び当社は、相手方当事者（以下「被開示者」といいます。）に対して以下に定義する秘密情報を提供する当事者（以下「開示者」といいます。）の事前の書面による承諾がない限り、本サービスに関連して開示者から開示され又は本サービスの利用に際して知り得た開示者、開示者の親会社・関連会社、若しくは開示者の顧客の技術上、営業上その他のあらゆる非公開情報であって（個人情報を含みます。）、秘密である旨の表示により又は開示の状況若しくは情報自体の性質により秘密として保持すべきであると合理的に解すべき情報（以下「秘密情報」といいます。）を、(i)第三者に開示又は提供し、又は、(ii)本サービスを利用する目的以外のために利用しないものとします。但し、以下の各号に該当するものは除きます。

- (1) 開示者から開示を受け又は被開示者が知得した時点で公知であったと立証できた情報
 - (2) 開示者の開示又は被開示者の知得後に被開示者の過失なく公知となったと立証できた情報
 - (3) 開示者の開示又は被開示者の知得時に被開示者が秘密保持義務を負うことなく保有していたと立証できた情報
 - (4) 被開示者が独自にかつ開示者の秘密情報を参照することなく開発したと立証できた情報
 - (5) 開示制限を負わずに開示を行う権限を有する第三者から被開示者が適切に入手したと立証できた情報
2. 秘密情報は、法令の規定により権限ある行政若しくは司法その他の公的機関から開示又は提出を命じられた場合には、開示することができるものとします。但し、開示する当事者は、法令により求められる範囲内において当該開示・提出命令に従うものとし、当該開示を行った場合は、開示者に対してその内容及び開示先を速やかに通知するものとします。
3. 第1項にかかわらず、利用者及び当社は、秘密情報を、自己の役員、従業員、保守等の業務委託先であって、(i)本サービスを提供するために知る必要があり、(ii)被開示者と同等の秘密保持義務を負うことに合意する者に限り、開示することができるものとします。また、第1項にかかわらず、当社は、利用契約を履行するために、秘密情報を、アット東京に開示することができるものとします。
4. その原因の如何を問わず、利用契約が終了した場合、利用者及び当社は、本契約上開示され又は知得したあらゆる相手方当事者の秘密情報を次第速やかに返却又は廃棄するものとし、以後その形態を問わずこれを保持してはならないものとします。
5. 本条は、利用契約終了後も引き続き3年間その効力を有するものとします。

第13条（一般的禁止事項）

利用者等は、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。なお、当社は、利用者等が以下のいずれかの行為を行い、又はそのおそれがあると合理的に判断した場合には、本サービスの利用停止その他適当な措置を講じることができるものとします。

- (1) 本サービスを第7条（サービスの利用）第2項に規定する目的以外に利用すること
- (2) 他の利用者のサービスアカウントを不正に使用すること
- (3) 本サービスを第三者（利用契約に基づき間接利用者に提供する場合を除きます）に使用させること
- (4) 当社の事前の書面による承諾なく、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡等すること
- (5) 当社、他の利用者等、又はその他の第三者に損害若しくは悪影響を与える行為
- (6) 当社、他の利用者等、その他の第三者の著作権又はその他の知的財産権を侵害する行為
- (7) 当社、他の利用者等、その他の第三者を誹謗・中傷し、又は名誉・信用を傷つける行為
- (8) 本サービスの運営を妨げるような行為
- (9) 法令に違反する行為
- (10) 前各号に定める行為を幫助し又はこれに協力する行為
- (11) 前各号と実質的に同様又は類似する行為
- (12) 当社において、前各号に該当するおそれがあると合理的に判断する行為

第14条（サービスの中断）

1. 当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中断することがあります。
 - (1) 本サービス用設備の保守を定期的又は緊急に実施する場合（その実施を利用者に通知するか否かを問いません。）
 - (2) 地震、台風、洪水、津波、噴火等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動等の不可抗力、火災、本サービス用通信回線若しくは電力その他の公共的サービス事業者によるサービス供給の停止等により、本サービスの提供が不可能又は著しく困難となった場合
 - (3) 当社の責に帰すべからざる事由による、行政機関又は法機関による業務の停止命令若しくはその指導・要請があった場合
 - (4) 本サービス用設備、回線、基本ソフトウェアの不具合（エラー・バグの発生による場合を含みます。）が生じた場合
 - (5) 利用者等による不正又は誤った操作により本サービスの提供に支障が生じた場合
 - (6) 本サービス用設備に対する第三者からの不正アクセスがあった場合
 - (7) 本サービス用設備又は本サービス用ソフトウェアを再起動する必要があるが生じた場合
 - (8) 第13条（一般的禁止事項）各号に掲げる事由により本サービスの利用が停止される場合
 - (9) その他当社が本サービスの運営上一時的な中断が必要と判断した場合
2. 当社は、前項に基づいて本サービスの提供を中断するときは、利用者に対しあらかじめ通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第15条（当社によるサービス内容の変更、中止又は廃止）

1. 当社は、技術上、営業上、又はその他の理由（データセンターの建物の使用停止、本サービス用通信回線の使用不能による場合、第14条（サービスの中断）第1項各号に該当する事由の長期化その他の要因を含みます。）により、本サービスの全部又は一部につき内容を変更したり、本サービスの提供を中止又は廃止することがあります。
2. 前項の規定に基づき当社が本サービスの提供自体を廃止した場合には、当社の指定する日をもって利用契約は終了するものとします。
3. 当社は、前二項に基づき本サービスを変更又は中止する場合は、第23条（諸規則変更に関する通知）に定める方法により1ヶ月前までに利用者に通知するものとしますが、本サービスの変更又は中止によって利用者等に損害が発生した場合でも、何らの責任も負わないものとします。
4. 当社は、第1項及び第2項に基づき本サービスを廃止する場合は、第23条（諸規則変更に関する通知）に定める方法により3ヶ月前までに利用者に通知するものとしますが、本サービスの廃止によって利用者等に損害が発生した場合でも、何らの責任も負わないものとします。
5. 当社は、本サービスに関する営業を第三者に譲渡する場合、第23条（諸規則変更に関する通知）に定める方法により利用者に事前に通知することをもって、利用契約に基づく全ての当社の本サービス提供者たる地位を譲渡することができるものとします。また、利用者は、この場合において、当社がかかる地位を譲り受ける者に利用者情報（間接利用者の利用者情報を含みます）の開示をすることをあらかじめ了承するものとします。但し、これは、これは、第18条（解約申入れ）に規定する利用契約の解約又は終了を妨げるものではありません。

6. アット東京と当社との間のATBeX サービス利用契約が終了した場合は、事由の如何にかかわらず、直ちに利用契約は終了し、利用者の本サービスの利用権限は消滅するものとします。当社は、利用契約の終了によって利用者に損害が発生した場合でも、何らの責任も負わないものとします。

第16条（重要通信の確保）

1. 当社は、天災、事変その他非常事態が発生し又は発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条及び関係法令に基づき、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信、その他公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を中断、中止、又は廃止することがあります。
2. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備が故障又は滅失した場合において、その全部を修理し、または復旧することができないときは、電気通信事業法第8条及び関係法令により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当社の定める順位に従って本サービスの提供を再開します。

第17条（約款等の変更）

1. 当社は、第23条（諸規則変更に関する通知）に基づき利用者に通知することにより、本約款及び諸規則を変更することができるものとします。この場合、当該予告期間内に、利用者が第18条（解約申入れ）に基づき利用契約の解約をしない場合には、当該変更につき利用者の承諾があったものとみなし、以降利用者等に対して、変更後の本約款及び諸規則が適用されるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、利用者等の本サービスの利用に実質的な不利益又は支障を生じさせないと合理的に認められる範囲内の本約款又は諸規則の変更については、当社は前項に定める通知をすることなく、これを行うことができるものとします。

第18条（解約申入れ）

利用契約の有効期間中であっても、利用者は、仕様書に定める「クラウド接続回線(物理回線)」については2ヶ月前、「クラウド中継回線(物理回線)」「サービスリンク(論理回線)」については1ヶ月前までに当社に対して書面で通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。但し、第8条（サービスの利用契約期間・利用時間）第3項に定める最低利用期間内に本サービスを解約する場合、利用者は、解約日の翌日から当該最低利用期間満了の日までの本サービス利用料金相当額を当社に一括して支払うものとします。

第19条（利用契約の解除等）

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、利用者への事前通知及び催告なしに、当該利用者につき本サービスの提供を一時停止し又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。この場合、利用者は、既に生じた本サービス利用料等の債務の全額について期限の利益を喪失し、当社の指示に従って当該債務を直ちに一括で支払うものとします。また、当社に既に支払われた本サービス利用料等については一切払い戻しの請求をすることができないものとします。

- (1) 利用者による本サービスの申込内容に虚偽の事実が含まれていることが判明した場合
- (2) 利用契約又は諸規則に違反し、当社からの書面による通知から5日以内に当該違反を治癒しないとき

- (3) 利用者が、自ら振り出し又は裏書した手形・小切手が不渡りとなり、若しくは銀行取引停止処分を受けたとき、その他支払停止若しくは支払不能の状況に陥ったとき
- (4) 利用者が、仮差押・仮処分・差押・強制執行の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 利用者が破産手続、会社更生手続、民事再生手続の申立てをしたとき、又はこれらの開始決定がなされたとき
- (6) 利用者が解散したとき（吸収合併による場合を除きます。）

第20条（利用契約終了後の措置）

1. 事由の如何にかかわらず、利用契約が終了した場合であっても、利用者は、利用契約に基づき既に生じた本サービス利用料等については当社所定の方法で支払うものとします。
2. 事由の如何にかかわらず、利用契約が終了した場合には（第18条（解約申入れ）の規定に基づく解除を含みます。）、当社は、その終了日以降、利用者の個別の同意を得ることなく、当社の本サービス用設備に保存された利用者等のデータをすべて削除することができるものとします。この場合、当社は、利用者等のデータ削除による一切の責任を負いません。
3. 事由の如何にかかわらず、利用契約が終了した場合（第18条（解約申入れ）の規定に基づく解除を含みます。）、当社は、本サービスにおいて利用者等に提供されるすべてのサービスを終了します。
4. 利用契約が終了した場合に、別途定めがあるとき、利用者は、原状回復に要する費用をすみやかに当社に支払うものとします。

第21条（損害賠償）

1. 請求原因の如何を問わず、利用契約に関して当社が利用者等に対して損害賠償義務を負う場合、その賠償の対象範囲は、当該原因行為により利用者等に直接かつ現実に発生した相当因果関係の範囲内の通常の損害に限られるものとし、当社は、名称及び種類のいかんにかかわらず、特別損害、付随的損害、間接損害、懲罰的又は派生的損害、（逸失利益、データ消去、事業中断等による損害、信用損害、利用者等の第三者に対する損害賠償義務を含むがこれらに限定されません。）について一切の責任を負わないものとします。
2. 前項により当社が利用者等に対して損害賠償義務を負う場合、その賠償額の総額は、利用契約に基づき、利用者が当社に支払った月額の本サービス利用料の1ヶ月分を超えないものとします。
3. 利用者等が本約款又は諸規則に反した行為、又は不正若しくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合には、利用者は、当社が被った損害を賠償する責めを負うものとします。
4. 利用者等が本サービスの利用にあたり第三者に対して損害を与えた場合には、利用者が自己の責でこれを解決し、当社を免責し又は補償するものとします。

第22条（利用者情報の変更に関する届出）

利用者は、申込書に記載した商号、氏名、住所、電子メールアドレス、電話番号等の利用者情報に変更があった場合には、速やかに当社に対し当社所定の方法で当該変更の届出をするものとします。なお、速やかに当該届出がなされなかったことで、利用者への通知の遅延・不達等により利用者等が不利益を被ったとしても、当社は、利用者等に対して一切の責任を負わないものとします。

第23条（諸規則変更に関する通知）

1. 当社から利用者への諸規則変更に関する通知は、利用者が当社に届け出た住所へ発送、電子メールアドレスへ送信のいずれかの方法により行うものとします。
2. 前項の規定に基づき当社が諸規則変更に関する通知を利用者に行う場合には、当社が利用者に当該通知を発信した時点からその効力を生じるものとします。
3. 利用者が、第1項に定める方法で行われた当社からの通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は、利用者等に対し一切責任を負わないものとします。

第24条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者等及び当社は、自己が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団その他市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼす反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来においても該当しないことを確約します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配し又は実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (3) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と密接な関係を有すること
2. 利用者等及び当社は、自ら又は第三者をして、暴力的な不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計・威力若しくは類似の行為により相手方の信用を棄損し、又はその業務を妨害する行わないことを確約します。
3. 利用者等及び当社が前二項に該当した場合、相手方当事者は、催告を要することなく、かつ何らの損害賠償義務を負うことなく利用契約を即時解除することができるものとします。

第25条（準拠法）

本約款及び利用契約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

第26条（合意管轄）

本約款に関して生ずるあらゆる紛争につき、訴額に応じて、那覇地方裁判所又は那覇簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条（その他）

本約款は日本語版を正本とし、他の言語により作成された内容が異なるものがある場合は、日本語版を有効なものとします。

料金表

通則

（料金表の適用）

- 1 本サービスに関する料金及び工事に関する費用は、この料金表に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

（料金等の変更）

- 2 当社は、本サービスに関する料金又は工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金又は工事に関する費用によります。

（料金の計算方法等）

- 3 当社は、契約者がその本サービス契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 4 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められる料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。
 - （１） 暦月の初日以外の日の本サービスの提供開始があったとき。
 - （２） 暦月の初日以外の日の本サービスの解除があったとき。
 - （３） 暦月の初日に本サービスの開始を行い、その日に本サービスの解除があったとき。
 - （４） 暦月の初日以外の日の本サービスの品目等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき、この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- 5 4の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。

（料金等の支払い）

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（端数処理）

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の一括後払い）

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、契約者の了承を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

- 10 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望する場合は、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
（注）10に規定する当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

（消費税相当額の加算）

- 1 1 約款第 9 条（サービス利用料）および第 10 条（損害遅延金）の規定等により、料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額（本体価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））に基づき算定した額に消費税相当額を加算した額とします。なお、支払いを要するものとされている額と料金表に表示する消費税込み額（本体価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）により算定した額とは差が生じる場合があります。

（料金等の臨時減免）

- 1 2 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（閲覧）

- 1 3 この料金表において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第1表 料金

1 適用

区分	内容																							
(1) サービス種別の設定	ア 当社の本サービスは、次表のとおりサービス種別ごとに接続拠点において提供します。																							
	<table><tr><th>サービス種別</th><th>接続拠点名</th><th>住所</th><th>備考</th></tr><tr><td>TYPE-A</td><td>FRT IDC</td><td>沖縄県浦添市牧港 5 丁目 2－1</td><td>略称 FRT</td></tr></table>	サービス種別	接続拠点名	住所	備考	TYPE-A	FRT IDC	沖縄県浦添市牧港 5 丁目 2－1	略称 FRT															
	サービス種別	接続拠点名	住所	備考																				
	TYPE-A	FRT IDC	沖縄県浦添市牧港 5 丁目 2－1	略称 FRT																				
イ 当社は、特別な料金(設備設置費等)の支払いを必要としないで本サービスを提供する接続拠点および接続リージョンを定めます。																								
ウ 接続拠点は、当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。																								
(2) 接続拠点等	ア 当社は、本サービスに係る料金額を適用するにあたって、次表のとおりサービス種別ごとに接続リージョンを定めます。																							
	<table><tr><th>サービス種別</th><th>接続リージョン</th><th>備考</th></tr><tr><td>TYPE-A</td><td>東京</td><td>大阪リージョンへの接続は、東京リージョン経由で専用線等による接続が別途必要となります。</td></tr></table>				サービス種別	接続リージョン	備考	TYPE-A	東京	大阪リージョンへの接続は、東京リージョン経由で専用線等による接続が別途必要となります。														
	サービス種別	接続リージョン	備考																					
TYPE-A	東京	大阪リージョンへの接続は、東京リージョン経由で専用線等による接続が別途必要となります。																						
(3) 接続可能なパブリッククラウドサービスの種類等	ア 当社は、本サービスに係る料金額を適用するにあたって、次表のとおりサービス種別ごとに接続可能なパブリッククラウドサービスと接続リージョンを定めます。																							
	<table><tr><th>サービス種別</th><th>パブリッククラウドサービス</th><th>接続リージョン</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="5">TYPE-A</td><td>Amazon Web Service</td><td>東京</td><td>略称 AWS</td></tr><tr><td>Google Cloud Platform</td><td>東京</td><td>略称 Google、GCP</td></tr><tr><td>Microsoft Azure</td><td>東京</td><td>略称 Azure</td></tr><tr><td>Oracle Cloud Infrastructure</td><td>東京</td><td>略称 Oracle、OCI</td></tr><tr><td>IBM Cloud</td><td>東京</td><td>略称 IBM</td></tr></table>				サービス種別	パブリッククラウドサービス	接続リージョン	備考	TYPE-A	Amazon Web Service	東京	略称 AWS	Google Cloud Platform	東京	略称 Google、GCP	Microsoft Azure	東京	略称 Azure	Oracle Cloud Infrastructure	東京	略称 Oracle、OCI	IBM Cloud	東京	略称 IBM
	サービス種別	パブリッククラウドサービス	接続リージョン	備考																				
	TYPE-A	Amazon Web Service	東京	略称 AWS																				
		Google Cloud Platform	東京	略称 Google、GCP																				
		Microsoft Azure	東京	略称 Azure																				
		Oracle Cloud Infrastructure	東京	略称 Oracle、OCI																				
IBM Cloud		東京	略称 IBM																					

(4) 品目に係る料金の適用	ア 当社は、本サービスに係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。																									
	<table><tr><th>品目</th><th>内容</th></tr><tr><td>50Mbps</td><td>最大 50Mbps の符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>100Mbps</td><td>最大 100Mbps の符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>200Mbps</td><td>最大 200Mbps の符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>300Mbps</td><td>最大 300Mbps の符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>400Mbps</td><td>最大 400Mbps の符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>500Mbps</td><td>最大 500Mbps の符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>1Gbps</td><td>最大 1Gbps の符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>2Gbps</td><td>最大 2Gbps の符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>5Gbps</td><td>最大 5Gbps の符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>10Gbps</td><td>最大 10Gbps の符号伝送が可能なもの</td></tr></table>	品目	内容	50Mbps	最大 50Mbps の符号伝送が可能なもの	100Mbps	最大 100Mbps の符号伝送が可能なもの	200Mbps	最大 200Mbps の符号伝送が可能なもの	300Mbps	最大 300Mbps の符号伝送が可能なもの	400Mbps	最大 400Mbps の符号伝送が可能なもの	500Mbps	最大 500Mbps の符号伝送が可能なもの	1Gbps	最大 1Gbps の符号伝送が可能なもの	2Gbps	最大 2Gbps の符号伝送が可能なもの	5Gbps	最大 5Gbps の符号伝送が可能なもの	10Gbps	最大 10Gbps の符号伝送が可能なもの			
	品目	内容																								
	50Mbps	最大 50Mbps の符号伝送が可能なもの																								
	100Mbps	最大 100Mbps の符号伝送が可能なもの																								
	200Mbps	最大 200Mbps の符号伝送が可能なもの																								
	300Mbps	最大 300Mbps の符号伝送が可能なもの																								
	400Mbps	最大 400Mbps の符号伝送が可能なもの																								
	500Mbps	最大 500Mbps の符号伝送が可能なもの																								
	1Gbps	最大 1Gbps の符号伝送が可能なもの																								
	2Gbps	最大 2Gbps の符号伝送が可能なもの																								
	5Gbps	最大 5Gbps の符号伝送が可能なもの																								
10Gbps	最大 10Gbps の符号伝送が可能なもの																									
(5) 細目に係る料金の適用	当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり接続構成またはパブリッククラウドサービスの態様による細目を定めます。																									
	ア クラウド接続回線(物理回線)の態様による細目																									
	<table><tr><th>サービス種別</th><th>品目</th><th>接続構成</th></tr><tr><td rowspan="2">TYPE-A</td><td rowspan="2">1Gbps</td><td>シングル構成</td></tr><tr><td>冗長構成</td></tr></table>	サービス種別	品目	接続構成	TYPE-A	1Gbps	シングル構成	冗長構成																		
	サービス種別	品目	接続構成																							
	TYPE-A	1Gbps	シングル構成																							
			冗長構成																							
	※ クラウド接続回線(物理回線)の品目を超えるサービスリンク(論理回線)の品目の合計は収容できません																									
	イ サービスリンク(論理回線)の態様による細目																									
	<table><tr><th>サービス種別</th><th>品目</th><th>パブリッククラウドサービス</th></tr><tr><td rowspan="17">TYPE-A</td><td rowspan="5">50Mbps</td><td>Amazon Web Service</td></tr><tr><td>Google Cloud Platform</td></tr><tr><td>Microsoft Azure</td></tr><tr><td>Oracle Cloud Infrastructure</td></tr><tr><td>IBM Cloud</td></tr><tr><td rowspan="5">100Mbps</td><td>Amazon Web Service</td></tr><tr><td>Google Cloud Platform</td></tr><tr><td>Microsoft Azure</td></tr><tr><td>Oracle Cloud Infrastructure</td></tr><tr><td>IBM Cloud</td></tr><tr><td rowspan="5">200Mbps</td><td>Amazon Web Service</td></tr><tr><td>Google Cloud Platform</td></tr><tr><td>Microsoft Azure</td></tr><tr><td>Oracle Cloud Infrastructure</td></tr><tr><td>IBM Cloud</td></tr><tr><td rowspan="2">300Mbps</td><td>Amazon Web Service</td></tr><tr><td>Google Cloud Platform</td></tr></table>	サービス種別	品目	パブリッククラウドサービス	TYPE-A	50Mbps	Amazon Web Service	Google Cloud Platform	Microsoft Azure	Oracle Cloud Infrastructure	IBM Cloud	100Mbps	Amazon Web Service	Google Cloud Platform	Microsoft Azure	Oracle Cloud Infrastructure	IBM Cloud	200Mbps	Amazon Web Service	Google Cloud Platform	Microsoft Azure	Oracle Cloud Infrastructure	IBM Cloud	300Mbps	Amazon Web Service	Google Cloud Platform
	サービス種別	品目	パブリッククラウドサービス																							
	TYPE-A	50Mbps	Amazon Web Service																							
			Google Cloud Platform																							
Microsoft Azure																										
Oracle Cloud Infrastructure																										
IBM Cloud																										
100Mbps		Amazon Web Service																								
		Google Cloud Platform																								
		Microsoft Azure																								
		Oracle Cloud Infrastructure																								
		IBM Cloud																								
200Mbps		Amazon Web Service																								
		Google Cloud Platform																								
		Microsoft Azure																								
		Oracle Cloud Infrastructure																								
		IBM Cloud																								
300Mbps		Amazon Web Service																								
		Google Cloud Platform																								

				Oracle Cloud Infrastructure											
			400Mbps	Amazon Web Service											
				Google Cloud Platform											
				Oracle Cloud Infrastructure											
					Amazon Web Service										
			500Mbps	Google Cloud Platform											
				Microsoft Azure											
				Oracle Cloud Infrastructure											
				IBM Cloud											
					Amazon Web Service										
				1Gbps	Google Cloud Platform										
			Microsoft Azure												
			Oracle Cloud Infrastructure												
			IBM Cloud												
					Amazon Web Service										
			2Gbps		Google Cloud Platform										
				Microsoft Azure											
				Oracle Cloud Infrastructure											
				IBM Cloud											
					Amazon Web Service										
		5Gbps		Google Cloud Platform											
			Microsoft Azure												
			Oracle Cloud Infrastructure												
			IBM Cloud												
			※ サービスリンク(論理回線)の品目の合計がクラウド接続回線(物理回線)の品目を超える収容はできません												
(6) 付加機能に係る料金の適用	ア 本サービスに係る付加機能には、次表のとおり接続帯域および接続構成の態様による細目を定めます。	<table><tr><th>サービス種別</th><th>付加機能</th><th>接続帯域</th><th>接続構成</th></tr><tr><td rowspan="4">TYPE-A</td><td rowspan="4">仮想ルータ</td><td rowspan="2">1Gbps</td><td>シングル構成</td></tr><tr><td>冗長構成</td></tr><tr><td rowspan="2">10Gbps</td><td>シングル構成</td></tr><tr><td>冗長構成</td></tr></table>	サービス種別	付加機能	接続帯域	接続構成	TYPE-A	仮想ルータ	1Gbps	シングル構成	冗長構成	10Gbps	シングル構成	冗長構成	
			サービス種別	付加機能	接続帯域	接続構成									
			TYPE-A	仮想ルータ	1Gbps	シングル構成									
						冗長構成									
					10Gbps	シングル構成									
						冗長構成									
			イ 仮想ルータのクラウド側接続ポート構成の態様による細目を定めます。												
			<table><tr><th>サービス種別</th><th>付加機能</th><th>ポート帯域</th></tr><tr><td rowspan="6">TYPE-A</td><td rowspan="6">仮想ルータ</td><td>200Mbps</td></tr><tr><td>500Mbps</td></tr><tr><td>1Gbps</td></tr><tr><td>5Gbps</td></tr><tr><td>10Gbps</td></tr><tr><td></td></tr></table>	サービス種別	付加機能	ポート帯域	TYPE-A	仮想ルータ	200Mbps	500Mbps	1Gbps	5Gbps	10Gbps		
		サービス種別		付加機能	ポート帯域										
		TYPE-A		仮想ルータ	200Mbps										
					500Mbps										
					1Gbps										
					5Gbps										
			10Gbps												
(7) 最低利用期間内に契約の解除	ア 本サービスには、次表のとおり、最低利用期間があります。	<table><tr><th>サービス種別</th><th>サービス区分</th><th>最低利用期間</th></tr></table>	サービス種別	サービス区分	最低利用期間										
			サービス種別	サービス区分	最低利用期間										

があった場合の料金の適用	TYPE-A	クラウド中継回線(物理回線)	1 か月
		クラウド接続回線(物理回線)	1 年
		サービスリンク(論理回線)	1 か月
	イ 契約者は、最低利用期間内に本サービス契約の解除があった場合は、第 35 条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金に相当する額を、一括して支払っていただきます。 ウ 契約者は、最低利用期間内に契約者回線の廃止、契約者回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。		
(8) 最低利用期間内に付加機能の解除があった場合の料金の適用	ア 本サービスに係る付加機能は、次表のとおり、最低利用期間があります。		
	サービス種別	付加機能	最低利用期間
	TYPE-A	仮想ルータ	1 か月
イ 契約者は、最低利用期間内に付加機能の解除があった場合は、第 35 条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金に相当する額を、一括して支払っていただきます。 ウ 契約者は、最低利用期間内に契約者回線の廃止、契約者回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。			
(9) 構内配線の利用料金の適用	契約者は、FRT iDC における回線終端装置等とクラウド接続回線(物理回線)の接続毎に係る構内配線利用料金を適用します。		
(10) 特別な電気通信設備の料金の適用	契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る料金を適用します。		
(11) 紙請求書発行手数料の適用	紙請求書を提供した場合に、書面の発行 1 回ごとに、2 料金額の（5）の額を適用します。		

2 料金額

(1) 基本料

① クラウド中継回線(物理回線)利用料

サービス種別	品目	料金額（円／月）
TYPE-A	50Mbps	35,000
	100Mbps	60,000
	200Mbps	112,000
	300Mbps	140,000
	400Mbps	156,000
	500Mbps	166,000
	1Gbps	338,000

(税抜価格)

② クラウド接続回線(物理回線)利用料

サービス種別	品目	接続構成	料金額 (円/月)
TYPE-A	1Gbps	シングル構成	16,000
		冗長構成	32,000

(税抜価格)

③ サービスリンク(論理回線)利用料

サービス種別	品目	料金額 (円/月)
TYPE-A	50Mbps	7,000
	100Mbps	7,000
	200Mbps	7,000
	300Mbps	10,000
	400Mbps	10,000
	500Mbps	10,000
	1Gbps	14,000
	2Gbps	35,000
	5Gbps	35,000

(税抜価格)

(2) 付加機能に係る加算料

① 仮想ルータ利用料

サービス種別	オプション名	接続帯域	接続構成	料金額 (円/月)
TYPE-A	仮想ルータ	1Gbps	シングル構成	35,000
			冗長構成	60,000
		10Gbps	シングル構成	70,000
			冗長構成	120,000

(税抜価格)

② クラウド側接続ポート料金

サービス種別	オプション名	ポート帯域	料金額 (円/月)
TYPE-A	仮想ルータ	200Mbps	3,500
		500Mbps	7,000
		1Gbps	12,000
		5Gbps	24,000
		10Gbps	36,000

(税抜価格)

(3) 構内配線の利用料

料金種別	料金額 (円/月)
構内配線利用料	2, 5 0 0

(税抜価格)

(4) 特別な電気通信設備の利用料

料金種別	料金額
特別な電気通信設備利用料	別に算定する実費

(5) 紙請求書発行手数料

区別	単位	料金額 (円/回)
紙請求書発行手数料	書面の発行 1 回ごとに	3 0 0

(税抜価格)

第2表 工事に関する費用

1 適用

工事費の適用については、第36条(工事費の支払い義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容		
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる契約者回線において、1 の工事ごとに適用します。		
(2) 工事の適用区分	標準的な工事の区分は次のとおりとします。		
	サービス種別	工事の区分	適用
	TYPE-A	ア クラウド接続回線(物理回線)の設定等に係る工事	クラウド接続回線(物理回線)の設置、設定等の場合に適用します。
		イ 付加機能の設定等に係る工事	付加機能の設定等に適用します。 仮想ルータにおける他クラウド接続及び static ルートの追加・変更等に適用します。
		ウ 構内配線に係る工事	構内配線の設置に適用します。
※ クラウド中継回線(物理回線)およびサービスリンク(論理回線)に係る工事費は発生しません。			

2 工事費の額

サービス種別	工事の種類	単位	接続構成	工事費の額 (円)
TYPE-A	クラウド接続回線(物理回線)の設定等に係る工事	1の工事ごとに	シングル構成	100,000
			冗長構成	200,000
	付加機能の設定等に係る工事 (仮想ルータ オプション)	1の工事ごとに	1Gbps シングル構成	350,000
			1Gbps 冗長構成	450,000
			10Gbps シングル構成	350,000
			10Gbps 冗長構成	450,000
	付加機能の設定等に係る工事 (仮想ルータ 他クラウド追加・変更)	1の工事ごとに	—	180,000
	付加機能の設定等に係る工事 (仮想ルータ 簡易な設定変更作業)	1の工事ごとに	—	60,000
	構内配線	1の工事ごとに	—	200,000
備考 上記の他、特別な工事を要する場合は、別途実費相当額を頂くことがあります。				

(税抜価格)

附則

（実施期日）

この約款は、2024 年 4 月 15 日から施行します。

（実施期日）

この改正約款は、2025 年 8 月 1 日から施行します。

（実施期日）

この改正約款は、2025 年 10 月 1 日から施行します。